

19世紀イギリスの endowed grammar schools の学校制度的実態に関する史的考察(1)

— 理事会経営の学校事例を中心に —

広島修道大学 森 川 泉

Abstract

A Historical Study on the Institutional Arrangement of the Endowed Grammar Schools in the 19th-Century United Kingdom (1) --- With Five Schools under the Governing Bodies of Trustees or Governors as Leading Examples

Izumi MORIKAWA, Hiroshima Shudo University

The present system of secondary education in the United Kingdom, as I think, is more or less typical of the similar systems adopted in many other countries in the world.

In the history of the English system of secondary education and the educational administration according to the system, one of the most interesting and important stages of development may be found in the hundred years of the 19th century, especially in the period after the midcentury. Among other various kinds of 'secondary' schools that either enjoyed their fame or just remained in existence in England and Wales in the 19th century, did the endowed grammar schools cut a conspicuous figure in their own way.

The present paper, as part of the research into the shaping process of the English system of secondary education in reference to educational administration, examines the institutional features of five English endowed grammar schools in the 1860's --- Manchester, Birmingham, Christ's Hospital, Bedford and St. Olave's. Attempts have been made to analyse and explain the historical-institutional factors and characteristics observable in the above-mentioned schools of those days.

The content of the paper is as follows:

- (1) Introduction
- (2) The Outlines of the Five Endowed Grammar Schools
- (3) The Original Purposes of the Foundation of Each School
- (4) The Institutional Arrangement of the Schools
- (5) Conclusion and Further Research Programme

〔I〕 序 言

1. 考察の意図

本稿は「イギリス中等教育制度形成過程研究」の一環として考察した成果の部分的な報告である。その主要な内容は19世紀イギリスにおける endowed grammar schools の学校制度的実態に関する事例分析である。本稿は、以下に述べるような仮説的前提を含む目的を基本として、その意図をきわめて狭い範囲に限定している。

現代のイギリス中等教育は、他のヨーロッパ大陸諸国のそれと同質性・共通性を有しつつも、その制度的構造・性格や教育行政において異質性・独自性を顕著に示している。筆者はこのイギリス中等教育

制度をひとつの典型としてとらえ、その歴史的・形成になる制度の基本構造・性格と制度形成にあずかる起動的諸要因を究明できればと考えている。

イギリス中等教育の歴史を視野に入れた時、筆者にとって19世紀はきわめて興味ある、また重要な時代と思われる。19世紀においては「中等教育⁽¹⁾」もまた、政治的・社会経済的状況の激しい変化に伴って教育に関する社会階級的利害・葛藤が鋭角化するなかで、強く変革を迫られ同時にある意味での秩序立った制度的原型の構築に向けて追い立てられる。「中等教育」提供の新しいタイプの学校の出現、「中等教育」に関する政府調査委員会・原初的教育行政機関の設置及び教育立法など教育状況の新しい展開を示したのは19世紀、殊に産業革命を経た同世紀の中葉期以後である。新局面の核心は教育への国家関与に見出せる。この19世紀のイギリス⁽²⁾において「中等教育」提供の学校は多種多様に存在する。

本稿は上述のような時代と状況下にある教育を対象とするが、その具体的意図は次のように約言できる。多様な諸学校のなかにあって一種の学校群を形作っているものとして、endowed grammar schoolsが存在する。この学校群も19世紀に入って厳しくその変革を求められるが、主たる改革対象のひとつは教育目的・内容を中核とした学校制度的実態である。本稿の狙いは、この点に着目して、変革要求主体・方式等の考察は別の機会に譲り、当時のendowed grammar schoolsの学校制度的実態の内実を成す歴史的諸要素と性格の一端を究明することにある。考察における分析指標は論理的には数多く設定することが必要であるが、ここでは主として学校創立目的と学校構成の二大項目のもとに検討を進める。

2. 考察の方法的諸前提

(1) 19世紀における「中等教育」提供の諸学校と endowed grammar schools

19世紀のイギリスにおける「中等教育 (secondary education)」は、いわゆる3 R's 及び宗教に関する初歩的知識・技能の教授を主目的とした学校以外の、これらよりも相対的に上級の教育 (ハイア・エジュケーション)、殊に古典語・古典文学関係の諸科目または近代的諸科目の教授を主たる目的とした学校において提供される教育と仮定的に措置しても大きな誤りはないであろう⁽³⁾。当時このような部類の教育を提供していた学校は、設置型態の観点から分類すれば、

- (i) Endowed Schools
- (ii) Private Schools
- (iii) Proprietary Schools

の3種に大別できる。イートン (Eton)、ラグビー (Rugby)、ウィンチェスター (Winchester) 等、長い歴史と独自の伝統を背景として現在し公立中等学校制度とは別個の学校制度を形成している、いわゆるパブリック・スクール (Public School)⁽⁴⁾の多くも上記分類(i)に属する。

上記分類(i)の endowed schools は、広義には、公の便益を目的とした永久的な慈善信託財産 (permanent charitable endowment) によって、その全部または一部が維持されている学校を意味する⁽⁵⁾。また「grammar school」は「ラテン語及びギリシャ語、あるいはそのいずれかの古典語の教授を主目的」とする学校を意味すると解釈できる⁽⁶⁾。したがって endowed grammar schools は、形式論的には、「公の便益のために主として古典語教授を目的とし、寄付財産の信託に基づいて設立・維持される学校」という概念枠で把握することができる⁽⁷⁾。

endowed grammar schools はその財政的存立基盤を信託財産に求めており、恒久的存続・維持のために

は当然何らかの手段を必要とする。したがって学校の経営管理を目的とする手段としての組織体の型態という観点からこれらを分類すれば、次の3種に区分できる。

- (a) 学校(財団)の経営管理を目的として設置された理事会(a Governing Body of Trustees or Governors) (のもとにある学校)。
- (b) 既存の別の社会的諸団体(が経営管理する学校)
- (c) 創立(基本財産信託)者の代理人、すなわち創立者の相続人または一定の土地(lands また manor)の所有者、1~2名(が経営管理する学校)。

(2) 考察対象の種類と事例抽出

本稿における考察対象の学校は上記 — 設置及び経営管理組織の型態別 — 分類のうち(i)・(a)に属している。

1860年代のイギリスにおける endowed grammar schools (以下においては単にグラマー・スクールと略称する)総数は、政府の学校調査委員会(The School Inquiry Commission⁽⁸⁾、通称 Taunton Commission)の1868年報告書によれば、約3,000校である。このうち同委員会が審議の対象とした学校数は初歩教育よりも上級の教育を提供していると推定された782校、在籍生徒数36,874名(boarders; 9,279名、day scholars; 27,595名)である⁽⁹⁾。このグラマー・スクール数のうち約4分の3は上記分類(i)・(a)に属し、残余の約4分の1は(i)・(b)または(i)・(c)のいずれかに含まれる。⁽¹⁰⁾本稿における考察対象の事例数は(i)・(a)のうちの5校である。

事例抽出の基準・方法は、厳密に言えば、下記のような事情から幾分客観性を欠いていることを断っておかなければならない。グラマー・スクールは、その設置型態という大枠での指標を除けば、一挙に詳細事項において把握することを困難ならしめる。個々の学校は各々の歴史、伝統、慣習を背景として多種多様な存在である。その無意図的な多様性は「いかなる学校もこれら以上に多様には在り得ない⁽¹¹⁾」と評されたほどである。そのために考察の対象とする事例校は、学校調査委員が特に詳細なデータを付して報告している8校⁽¹²⁾のなかから、次の二点を基準として選択した。

- (1) 創立時期が同一世紀(第16世紀)であること。1860年代のイングランド及びウェールズに存立していた、創立時期の明らかなグラマー・スクール765校についてその創立の時代別構成をみると、「15世紀以前」; 2.4%、「16世紀」; 33.7%、「17世紀」; 43.4%、「18世紀」; 16.1%、「19世紀」; 4.4%である(the School Inquiry Commission, Rep. Vol. I, Appendix IVに基づく試算)。したがって16世紀をもってグラマー・スクールの本格的な設立開始期とみなすことができる。
- (2) 経営管理の組織型態が上記分類(a)に属する学校。

本稿の作成は以上のような方法的問題を内包しているが、分類(i)・(a)に属する学校に関して、先述の考察意図の実現に多少なりとも応えうらと思う。なお本考察において取扱うデータ、歴史的事実等は主として下記の二点を典拠としている。

- ① Reports of the School Inquiry Commission, 1868.
- ② Nicholas Carlisle: A Concise Description of the Endowed Grammar Schools in England and Wales, Vol. I -II, 1818.

〔Ⅱ〕事例5校（財団）の概要

本節においては事例5校（または財団 foundation）の名称、所在地、創立年、創立者等の概要を記述する。

1. 事例5校の名称と所在地 (county)

考察の対象事例とする5校（財団）の名称及び所在地（カウンティ）はく表Ⅰ〉のとおりである。

〈表Ⅰ〉

	学 校 名 称 ①	所 在 地
マンチェスター	Manchester Free Grammar School	England Lancashire
バーミンガム	The Free Grammar School of King Edward VI in Birmingham	" Warwick
クライスツ・ホスピタル	Christ's Hospital (または the Blue Coat School)	" Middle sex
ベッドフォード	The Free Grammar School at Bedford	" Bedford
セント・オレイブズ	Queen Elizabeth's Free Grammar School, of St. Olave's and St. John's, Southwark	" Surrey

① 名称は特許状 (Charter, または Letters Patent) に記載された正式名称または通称

なお、個々の学校（ないし財団）名称につき、以下の考察においては上表・左欄のカタカナ書で略称する。

2. 創立年月日・創立者・認可形式

各校の創立年月日、創立者等について簡単にまとめたものがく表Ⅱ〉である⁽¹⁾。

〈表Ⅱ〉

	創 立 日 付	創 立 者	創 立 認 可 形 式
マンチェスター	1524. 4. 1	Exter 管区司教 Hugh Oldham 他3名	King Henry VIII 特許状
バーミンガム	1552. 1. 2	King Edward VI	King Edward VI 特許状
クライスツ・ホスピタル	1553. 6. 26	" "	" "
ベッドフォード	1566. 4. 20	騎士 Sir William Harpur	Queen Elizabeth I 特許状
セント・オレイブズ	1571. 7. 26	St. Olave's 教区民	" "

(1) 創立年月日

マンチェスターの正確な創立日付は不明である。1515年には既に創立されていたようであるが⁽¹⁴⁾、ここでは学校経営が理事者 (Feoffee) に委託された日付とした⁽¹⁵⁾。バーミンガムの創立は国王リチャード二

世(Richard II, 在位1377-1399)の治世期1383年10月25日とする説もあるが⁽⁶⁾、史料として内容確認のできた国王エドワード六世(Edward VI, 在位1547-1553)の特許状授与の日付をもって創立年とした。クライスツ・ホスピタルの創立時期は先行研究の諸著作においても一致している。ベッドフォードの創立時期に関して、特許状は国王エドワード六世によって授与されているが、同校の実質上の経営に必要な基本財産が信託されたのはエリザベス女王一世(Elizabeth I, 在位1558-1603)の治世期である。したがって同校の創立年月日はその時の信託証書(Deed of Gift)の日付をもって記した⁽⁷⁾。最後に、セント・オレイブズの場合、その創立を1570年7月27日とする説もみられるが、ここでは特許状授与の日付をもって創立日とした。

(2) 創 立 者

学校(財団)の創立者は、事例5校のみに限っても〈表Ⅱ〉に記載のごとく、当時の国王、司教、騎士(ナイト)、教区民(パリッシュナー)などさまざまである。この事例数のみをもって創立者に関する一般的説明を試みることは許されない。しかし学校創立のためには、規模の大小はあるとしても、相当の資産を信託することが前提であり⁽⁸⁾、この意味において創立者たちが有産階級に属する人々であったことは推測に難くない。

(3) 創立認可形式

創立の認可権者はその時々国王である。創立請願に対して国王は特許状をもって学校の設立・維持を承認している。特許状及び記述の形式は各校ともほぼ同様である。ちなみにバーミンガムの特許状における記述の一部分を引用しておく。「 Know Ye, that We, at the humble petition as well of the inhabitants of the town, parish, and manor of Brymncham, --- of our special favour, and of our certain knowledge and mere motion, do will, grant, and ordain, that for the furture there be and shall be one grammar school in Brymncham...⁽⁹⁾」。

〔Ⅲ〕 学校(財団)の創立目的

学校(財団)の創立目的はその制度的構造や性格の形成に係る重要な規定的要素である。本節においては事例5校各々の創立目的を明らかにし、これを通して各校に共通する諸要素、制度的性格を検討する。考察においては各校の創立時における特許状(Letters Patent または Charter)あるいは財団証書(Foundation Deed)、学則(school statutes)から19世紀後期に至る間の諸法令の分析を試みた。しかし各校とも目的規定に関しては殆んど改変がみられない。したがって以下の考察においては多少なりとも改正がある場合、必要に応じて言及するに留める。

1. 各校の創立目的

(1) マンチェスター

マンチェスター・グラマー・スクール創立の主たる目的は次の二点にある。第1に、当時のランカスター・カウンティ(Lancaster County)、マンチェスター町内に居住するすべての青少年に「freely」・「indifferently」に「グラマー(grammar)」を教授する。グラマーの中心はラテン語であるが、グラマーは他のあらゆる学問(liberal arts, science)への門として位置づけられている。第2の目的として「良き知識(good learning)」、「礼儀作法(good manners)」の教授が示されている。これらを教授することに

よって子どもたちは、成人に至って、怠惰から脱却し神や諸法の存在を識り愛するようになる。またその教授・教育については一切の対価要求が禁じられている²⁰⁾。このような目的達成のために、教員雇用・校地校舎の確保に必要な動産・不動産の基本財産が寄付されている²¹⁾。

(2) バーミンガム

バーミンガムの財団設立の目的は、マンチェスターの場合と同様に、同町内在住の青少年にグラマーを教授することにある。グラマー・スクールは永久に維持する旨の条件が付けられている²²⁾。

(3) クライスツ・ホスピタル

本財団は老衰者・病人・身体障害者等の救済・生計扶助、貧困家庭・欠損家庭の子どもにして良い教育手段を欠いている者の教育を主目的としている。彼らの救済・教育は、これによって彼ら自身がすぐれた能力や知識を培うことによって、彼らをして国家(commonwealth)にとって利益となる職に就業させ、有用な人間たらしめる²³⁾。

(4) ベッドフォード

ベッドフォードの基本財産信託は同町内在住の青少年にグラマー、文学(literature)、礼儀作法を教授することを主目的としている。なお財団の事業として一時的に、貧困者への義損金の配分・貧困家庭児童への生計扶助、貧困な未婚女性への結婚資金の援助を行うことも規定されている²⁴⁾。

(5) セント・オレイブズ

セント・オレイブズ教区住民の共通の便益のために、子どもたちにグラマー、読み書きを教授する。その教育は子どもからの費用負担を求めずに(- at their no little cast, labour, and charges -) 施される。この目的実現に向けて同教区内にグラマー・スクールを設立すること及び永久維持(at all times hereafter to endure)をはかることが定められている²⁵⁾。

2. 目的規定にみられる共通の要素と制度的性格

前項1.「各校の創立目的」において記述した各々の主要な創立目的の規定内容を通して、そこにいくつかの共通の要素と特徴的な制度的性格の一端を指摘することができる。

(1) グラマー(grammar)の教育

ラテン語を中心とするグラマー教育が主要な目的として設定された根拠は、16世紀ルネッサンス期における教育思潮を反映して、グラマーをすべての学問への入口として位置づけるところにある。この点はマンチェスターの目的規定において端的に示されている。〈表Ⅲ〉は、イングランド及びウェールズの15のカウンティ(county)において、16世紀から18世紀にかけて設立されたグラマー・スクールのカリキュラム規定に関する統計である²⁶⁾。これによれば時代が下るにつれてグラマー教育のみを目的とした学校数が大幅に減少している。反対に、本表に記載の科目でい

〈表Ⅲ〉

Curricular provisions in grammar school foundations to 1799				
	Grammar only	Grammar & English	Unknown	Total
16th	155	12	10	177
17th century	65	42	14	121
18th century	4	29	3	36
Total	224	83	27	334

えば「 English 」など近代的諸科目の教育を併合した学校数が相対的には増加しているといえる。しかし総数 334 校中 224 校、約 67% はグラマー教育を主目的としている。

(2) 準備教育・一般教育

グラマー・スクールは、また、一般教養あるいはグラマーへの準備教育という目的をも合わせもたせている。ちなみにマンチェスター、ベッドフォードの目的に見出される「良き知識」、「読み方・書き方」、「礼儀作法」などが事例といえよう²⁷⁾。グラマーの学習に向けて準備教育をも目的の一環としていたことは次節〔Ⅳ〕において言及する生徒の年齢構成の点からも推測できる。

(3) グラマー・スクール教育の公開性

グラマー・スクール教育は、当該学校の所在する一定の行政的区域内、たとえば町(タウン)・教区(パリッシュ)などに限定されてはいたが、その区域内に在住しているすべての社会階級・階層の子弟に開放されている。もっとも生徒の入学許可権限は、たとえば、バーミンガム、クライスツ・ホスピタル、ベッドフォードの場合、理事会(a governing body of Trustees or Governors)の掌中にある²⁸⁾。あるいはバーミンガムの場合ある一定数の入学生については校長(Pedagogue)の実施する資格試験または競争試験の結果に基づいて入学を許可される。したがってグラマー・スクール教育の開放といっても、入学許可の条件・基準は不明であることから、極貧家庭の子どもに至るまで機会を与えられたか否かは断定できない。

(4) グラマー・スクール教育の無償

グラマー・スクール教育は法的原則として無償(gratuitous)の提供である。事例 5 校中 4 校は教育提供に対して、金品、労役等の対価要求を禁ずる旨を明文化している²⁹⁾。したがってグラマー・スクールの信託財産は、前述(3)の「教育の公開性」をも考える時、教育対象、換言すれば寄付財産の利益を享受できる者の地域的限定という枠内ではあるにしても、公費の性格を有するものであると判断できる。

無償に関連して今後の研究課題のひとつとして興味ある問題に言及しておきたい。それは「freely」、「free」という言葉の概念の問題である。さらにいえばパブリック・スクールの「public」の意味内容の問題である。これらは、たとえば「無償」、「すべての者に公開」あるいは「何らかの外部的上級機関による統制(control)からの自由」の意味か³⁰⁾。今日においてもこれらの用語の概念が学問的に究明し尽されているとは言えないと思う。

(5) グラマー・スクールの人材育成・選抜機能

グラマー・スクール教育は、上記(3)・(4)をあわせ考える時、本稿の「序言」2「考察の方法的諸前提」(1)において概念的枠組として設定した「公の便益」を旨として提供されている。しかしこの「公の便益」の終極的な意図は広く人材の育成・選抜にあったと推測される³¹⁾。この点はたとえばクライスツ・ホスピタルにおける救済・教育の効果への期待に端的に示唆されていると思う。

(6) グラマー・スクールの永久維持

上述の(1)~(5)の諸要素を有するグラマー・スクールは、その創立時点において、永久存続・維持を求められている。特許状における表現形式は 5 校ともにかきわめて類似しており、一例としてセント・オレイブズのそれを示せば十分と思う。「We will, grant, and ordain for Us, Our heirs and successors, that the aforesaid school, --- is and shall be, one grammar school, --- at all times hereafter to endure.³²⁾」。

〔Ⅳ〕 事例 5 校の 1860 年代における学校構成

本節においては事例 5 校各々の学校構成を検討する。創立当初の実態に関する資料が入手できないため、創立当初と 19 世紀中葉期におけるそれとの比較的考察を試みることはできない。したがってここでは組織規模、教育内容、生徒等を中心として 1860 年代における学校構成を検討する。〈表Ⅳ〉は考察の便宜で作成したものであり⁸³⁾、記載事項は必ずしも同一年度のものではないが、1864 年から 1867 年の間のいずれかの学年度のそれである。

〈表Ⅳ〉

	財団維持の学校	教育内容	教員数	生徒(数)			ランク
				通学生	寄宿生	合計	
マンチェスター	① グラマー・スクール	classical	2	252	0	252	1st
バーミンガム	① グラマー・スクール 2. English School 3. Lower S. Elementary School 4. Bath Row 5. Edward St 6. Gem St 7. Merdien st	classical	25	206	19	225	1st
クライスツ・ホスピタル	(London) ① グラマー・スクール 2. Mathematical S. 3. English S 4. Commercial S 5. French S (Hertford) 6. Grammar S 7. Reading and writing S	classical	10	0	775	775	(3rd) 2nd
ベッドフォード	① グラマー・スクール 2. Commercial S 3. Infant S 4. National S 5. Girls S	classical	10	184	21	205	1st
セント・オレイブズ	① グラマー・スクール 2. Lower S.	semi-classical	6	209	0	209	3rd

なお以下の考察においては上表左欄の事項から順次、主としてそれらを中心に検討を加える。

1. 各校の学校構成

(1) 「財団維持の学校」

財団が維持している学校は、〈表Ⅳ〉に示したように、単独校とは限らない。バーミンガム及びクライスツ・ホスピタルは各々7校も経営している。財団が当初から複数の学校を設立・維持してきたことを示す証拠は、バーミンガム、クライスツ・ホスピタル、ベッドフォード、セント・オレイブズのいずれにも見出し難い。学校数の多い少ないは主として基本財産の規模に依拠していると考えられる⁶⁴⁾。したがって新たな寄付行為に伴う基本財産の規模の拡大に応じて、財団は学校を増設してきたと考えるのが妥当のようである。たとえばバーミンガムでは同財団に関する1831年の議会の立法⁶⁵⁾によって、理事会に対して近代語・科学など近代的諸科目を教育する目的で学校を新設する権限を付与している。このことは寄付財産の規模が拡大するなかで、当初のグラマー・スクール教育を目的とした基本財産の転用を可能ならしめた事例といえる。この立法化の動因が新しい教育内容の強い要求にあったことは言うまでもない⁶⁶⁾。ともかく〈表Ⅳ〉左欄の○印を付したグラマー・スクール以外は、各財団とも、19世紀1860年代に至る過程で、その大部分は信託財産の転用によるものと考えられる。

(2) 「教育内容」

表中に記載の「classical」及び「semi-classical」は、教育内容の性格を特徴づける上で、学校調査委員会が標記したものである。「classical」はラテン語・ギリシャ語ともに正規カリキュラムに位置づけられている場合を、また「semi-classical」はラテン語のみの場合を示している。前節〔Ⅲ〕「学校(財団)の創立目的」において指摘したように、ラテン語及びギリシャ語はカリキュラムの上で当然に大きな比重を占める。ここでは一例としてバーミンガムのカリキュラムの一部を示すだけで十分と思う。バーミンガムは10学年構成であり、学年を大きく上級・中級・下級の三層に区分している。下級学年においてはラテン語のみ、中級学年以上においてラテン語及びギリシャ語を学習する。〈表Ⅴ〉は上級学年の教

〈表Ⅴ〉

項	科目	宗 教	ギリシャ語	ラテン語	フランス語	ドイツ語	数 学	物 理	歴史・地理
週・授業回数		2	6	6	2	2	3	1	1
1回当たり時間数		1	1 $\frac{1}{4}$	1	1	1	2	1	1

〈表Ⅵ〉

ギリシャ語	ラテン語	数 学	近代外国語	自 然 科 学	計
7,799	19,128	8,381	12,472	3,451	51,231(人)
15.5	37.3	16.4	24.4	6.7	100 (%)

科目別授業時数配当表である⁶⁷⁾。本表の数字でいえば、8科目一週間総授業時間数27.5時間のうち13.5時間、約49%が古典語学習に配当されている。この傾向を別の角度からみたのが〈表Ⅵ〉である。本表は1860年代のイングランド及びウェールズの約780校のグラマー・スクールにおける教科別学習者数(%)である⁶⁸⁾。これによればギリシャ・ラテン両古典語の学習者は合計52.5%に達している。19世紀1860年代におけるグラマー・スクールは、この時期に至る間に少数の近代的諸科目の導入といった変容は示し

ているものの、大きくは16世紀的な諸規則の枠内にあったといえる。なお「semi-classical」と表示されているセント・オレイブズの場合、毎週3日間・一週当たり授業時間数3.5時が古典語学習に配分されている。

ところですべてのグラマー・スクールを適用対象とした1840年のグラマー・スクール法は、教科目の廃止・新設に係る権限を理事会に付与することを意図したものであるが⁽³⁹⁾、上述のごとき古い規則の遵守ないし固執を背景とした立法であったといえる。学校規則改正の壁がいかに厚いかを示した象徴的な出来事が1805年のリーズ・グラマー・スクール判例と思う⁽⁴⁰⁾。

(3) 「教員」

当初の教員雇用数は、各校の規則によれば、1名ないし2名である。この場合、1名は校長(この呼称は学校によって、Head Master, High Master, Pedagogueなどと異なる)であり、他の1名は教員(second master, master, sub-pedagogue)あるいは助教員(under-master, assistant master, usher)のいずれかである。教員数の増加は、一般的な傾向としては、新しい寄付行為あるいは基本財産運用収入などによる財源規模の拡大に伴う利益(benefits)享受者すなわち生徒の数の増加、あるいは新教科の導入に起因すると考えられる。したがって〈表Ⅳ〉の教員数はグラマー教育担当教員のみとは限らない。

なお校長・教員の責務・職務権限、待遇、基礎資格・任用条件などの考察は、グラマー・スクールの教育行政の実態の究明という観点からも重要であるので、別の機会に譲りたいと思う。

(4) 「生徒」

生徒に関しては、先ずその在学型態から説明する。事例校は、〈表Ⅳ〉から明らかなように、通学生(day scholars)または寄宿生(boarders)のいずれか一方のみ在学する場合、両者が在学する場合の3種に分かれる。しかし事例5校を含めて、筆者が調べた範囲では創立当初から通学生・寄宿生両者の受け入れを定めていたか否か不明である⁽⁴¹⁾。むしろ当初は通学生または寄宿生のいずれかに限定していたと推測される。その根拠の第1点はマンチェスター、バーミンガム、ベッドフォード、セント・オレイブズの通学生、クライスツ・ホスピタルの寄宿生は、その数において多数を占め、かつ全員財団給費生(foundationers)だからである。第2の根拠は、反対に、数の上で少数であるバーミンガム及びベッドフォードの寄宿生は私費生(fee paying pupils)という点にある。先にグラマー・スクール教育は、原則的に、無償の提供であったことを明らかにした。したがって二つの型態で生徒が在学している場合、そのうちのいずれか一方は何らかの事情によって後の時代に特別措置として認められたものと考えられる。ちなみにクライスツ・ホスピタルの場合、教員との個人的契約に基づく受託によって、少数の通学生が認められている⁽⁴²⁾この場合の教育は有償である。またバーミンガムでは、1838年1月10日付の校則第12条によって、「バーミンガム町内在住の生徒の排除を招来せしめない限り」他地域の子どもも年間15ポンドの費用負担を条件として入学を許可している⁽⁴³⁾。これら二つの事例は、生徒の在学型態の問題を越えて、すなわち通学生であれ寄宿生であれ授業料あるいは寄宿料を私費負担する生徒(fee paying pupil)の出現という事態を物語っている。

(5) 私費生

「校則が古典科の教育をはっきりと規定しているところでは、ときには、近代的教科や商業の教育のために授業料(四半期毎の納付)を徴収する簡単な便法(その教育が『財団の基金による』のではなく、したがって無料でないようにして)によって、抜け道がつくられた。あるいは、校則を無視して授業料徴収が行われることもときにはあった⁽⁴⁴⁾」。しかしバーミンガム、ベッドフォードの場合、校則を無視

した授業料徴収はなされていないし、また各々19名、21名の寄宿生は近代的教科や商業の学習ではなく古典語教育を受けている。これら両校を含む事例5校は19世紀において当時のパブリック・スクールとはほど遠い存在である。パブリック・スクールに関してサイモン(Brian Simon)は次のように記述している。「一つの大きな構成をとる財団の一部である学校はすべて、『財団からの給付を受けて』、貧乏ではあるがそれだけの値打のある力をもつ学生に、無償で寄宿と教育を授けることを意図する一定数の定員を設けていた。ウィンチェスターとイートンは70、ウェストミンスターは40、チャーターハウスは44を、もっていた。しかし、学則は、それ以外の寄宿料と授業料を払う寄宿生や通学生を認めていたし、また前者〔＝寄宿生〕は貴族および紳士階級(ジェントリー)から取るものと考えられていた⁽⁴⁵⁾」。したがって教育費の負担という点から生徒構成をみた場合、私費生の数がきわめて多い。

〈表Ⅶ〉はパブリック・スクール7校の1862年の生徒数である。これによると私費生の構成比は最も小さい場合でもウィンチェスター及びチャータハウスの約68%、最高値はハロウの約93%である。これとは対照的に、〈表Ⅳ〉に示した生徒数について同様の観点からいえば、マンチェスター、クライスツ・ホスピタル、セント・オレイブズの場合100%給費生であり、私費生はバーミンガム、ベッドフォード各々約8%と10%である。これらの数字を指標としてみてもグラマー・スクールが

〈表Ⅶ〉

学 校 名	給費生	給費生でない者	計
イ ー ト ン	70	770	840
ハ ロ ウ	32	449	481
ラ グ ビ イ	61	402	463
ウィンチェスター	70	146	216
シュルーズベリイ	26	114	140
ウェストミンスター	40	96	136
チャーターハウス	44	92	136

いかに多様であるかがわかる。本論に立ち帰って再びサイモンの言葉を借りれば「物指の他の末端には、もともとは小さな地方的グラマー・スクールであった学校——ラグビィとかハロウとかのような——が、当の教区の住民たちの子どもに無償の教育を与えるために設立されていた⁽⁴⁶⁾」のである。本稿の考察対象としている事例5校は、当初の創立目的からすれば、まさにこのような学校である。そうしてこれらの学校においても私費生が出現している。「学校が必要とされるようになるといつでも、授業料を払う生徒の数が、財団の給付による定員数を必ず上回るようになった⁽⁴⁷⁾」。1838年のバーミンガムの校則における留保条件「バーミンガム町内在住の生徒の排除を招来せしめない限り」はこの動向の裏返し規定といえる。19世紀に入ってグラマー・スクールは私費生の出現を契機として当初の制度的性格の一端に変容を示し始めたといえる。なおこのような変容の動因さらにはグラマー・スクールの社会的性格に関する論究も別の機会に待ちたいと思う。

(6) 生徒数からみた学校規模

本稿の冒頭部分において述べたようにグラマー・スクールは学校規模の点でも多様である。〈表Ⅷ〉はイングランドにおけるグラマー・スクール——(2)「教育内容」の項において表示した「classical」及

〈表Ⅷ〉

規模	10名未満	10名以上 100名未満	100名以上 200名未満	200名以上 300名未満	300名以上 400名未満	400名以上 500名未満	500名以上
比率	2	80	12	4	0.75	0.25	1

び「 semi-classical 」両者をあわせた — 396 校の生徒数による規模別構成 (%) である⁽⁴⁸⁾。

この構成比でみる限り大多数のグラマー・スクールが「10名以上100名未満」の規模ということになる。ところがこの「規模」80%に含まれる個々の学校はさらに10名単位で区分してみるとほぼ均等に分散している。したがってグラマー・スクールの規模について一般的説明を試みることは困難と思われる。事例5校についていえば、相対的には規模が大きく、マンチェスター、バーミンガム、ベッドフォード、セント・オレイブズは「200名以上300名未満」(4%)に属し、クライスツ・ホスピタルはきわだって大規模校の部類(1%)にはいる。また事例5校について教員1人当たり生徒数はバーミンガムの9名からマンチェスターの126名と14倍のひらきがみられる。このような学校規模の多様性という点からみても、創立(教育)目的や信託財産の公費的性格といった共通的要素はみられるものの、個々のグラマー・スクールは全く孤立的な存在であり経営であったと考えられる。この点は生徒の在学形態の相違、あるいは本稿においては一例だけ言及したに過ぎないが1838年のバーミンガムに関する立法のごとく、当時の諸立法の大多数は個別学校を適用対象としていた事を考えると、間違いないと考える。

(7) 「ランク」

〈表Ⅳ〉右欄の「ランク」は学校調査委員会が下記の基準をもって設定したものである⁽⁴⁹⁾。

[1st] : 当該学校生徒総数のうち年齢16才以上の生徒数が少なくとも10%を占める学校。

[2nd] : 同じく年齢14才以上の生徒数が少なくとも10%を占める学校。

[3rd] : 上記の2つのランクの基準に達しない学校。

学校調査委員会が設定した上記の基準は当時の学校教育対象者の全体的な年齢構成を知る上での手がかりではある。しかしその基準自体よりも、当面、グラマー・スクール生徒の年齢構成がどのようなものであったかを明らかにすることが、学校制度的実態という観点からは重要である。〈表Ⅴ〉は事例5校の、1864年から1867年の間のいずれかの学年度の、生徒の年齢構成である⁽⁵⁰⁾。

〈表Ⅴ〉

単位：%

年齢	学校	マンチェスター	バーミンガム	クライスツ・ホスピタル	ベッドフォード	セント・オレイブズ
10歳未満		2	} 51	0	9	33
10歳以上 14歳未満		49		77	49	58
14歳以上 16歳未満		32	31	20	27	8
16歳以上		17	18	3	15	1

「10歳未満」の生徒が在学している場合、その最低年齢は大体において7歳ないし8歳である。また各校ともに「10歳以上14歳未満」の年齢層の構成比が最も大きく、クライスツ・ホスピタルにいたっては77%を占めている。これらの事実は今日の学校段階に対応する生徒の年齢構成から考えて、当時のグラマー・スクールは現代の教育段階で言う初等教育と中等教育を同一学校内において提供していたこと、ないし当時の「中等教育」への準備教育を施していたことを示している。準備教育ないし「初等教育」は、また一方では独立した別個の学校組織においても提供されている。その事例は、〈表Ⅳ〉左欄に記載した「財団維持の学校」でいえば、バーミンガム及びセント・オレイブズの「Lower School」であり、クライスツ・ホスピタルのハートフォード(Hertford)に設立された「grammar school」がそれである。

なおクライスツ・ホスピタルの「ランク」は、学校調査委員会の報告書 Vol.1, Appendix V の総括表においては、「3rd」となっている。しかし筆者が試算した限りではく表Ⅹのごとく「14歳以上16歳未満」は約20%であり、上述の基準に照らせば「2nd」にあたる。

2. 学校構成における共通的要素と制度的性格

前項1.「学校構成」に関する事例5校の検討の範囲内で、下記のごとく、一、二の共通的要素と制度的性格の側面を指摘できる。

(1) 古典語中心のカリキュラム

前節〔Ⅲ〕「学校（財団）の創立目的」において明らかにしたように、その目的規定の論理的帰結として当然であるが、事例5校のうちセント・オレイブズを除く4校においては明らかに古典語を中核としたカリキュラム構成である。この点は、当時のグラマー・スクールの一般的傾向として、教科目別学習者数からみた実態からも裏打ちされる。

(2) 教育組織における段階的構造の未分化

今日の学校制度における段階的原理に照らせば、事例5校ともに同一学校内の教育組織としては大まかな学年編成上の区分がなされているものの、学校制度的には未分化の状態にある。

(3) 生徒の在学型態

学校創立当初から全日制通学及び全寮制の二型態がみられる。

(4) 無償性の変容

事例5校中、バーミンガム及びベッドフォードの2校のみが私費生が在学している。創立当初における教育提供の無償性は、19世紀において、明らかに変容を示している。

〔V〕 考察の結果と今後の研究課題

1. 考察の結果

19世紀中葉期、殊に1860年代における endowed grammar schools の学校制度的実態に関して創立目的と学校構成の二大項目のもとに事例5校を対象として史的考察を試みた。僅か5校の事例分析をもって、安易に、グラマー・スクール全体に係る一般化はできない。しかし冒頭部分で述べた本稿作成の意図に対して、考察において直接に言及できなかった多少の部分を含めて、とりもなおさず、次の四点は endowed grammar schools の学校制度的実態の歴史的要素・性格に関する試論的な結論として導出できると思う。

(1) endowed grammar schools は、創立以後19世紀1860年代に至るまで、古典語教育を主目的とし、この限りにおいて16世紀的規則の枠内に位置している。

(2) endowed grammar schools の教育機会及び享受は一定の行政的区域内において無償で開放されている。またこの意味範囲ではグラマー・スクールの信託財産は公費的性格を有している。

(3) 永久維持・存続を前提とした endowed grammar schools は、19世紀中葉期において個々に分離・個別的存在であり、単一全体としての制度的体系性は見出し難い。

(4) 個々の学校は、準備教育的目的の内包・生徒の年齢構成などから、現代の教育の段階原理に照らし

た時、制度的段階構造の点で未分化の状態にある。

上記(1)~(4)の、いわば歴史的・慣行的な制度の内在的諸要素・制度的性格は、当時の「中等教育」の変革・制度的構造の秩序化に向けての素因ないし契機となったと考えられる。変革・秩序化は、ミクロな場面においては私費生の入学・近代的諸教科の導入などの形で発現し、マクロな場面においては、本稿においては直接的な考察の対象としていないが、全グラマー・スクールを適用対象とする教育立法・中央教育行政機関の設置などの形で胎動し始める。

2. 今後の研究課題

本稿自体がその意図に照らしていえば、方法上の問題を含めて、今後の作業によって補われなければならない内容上の諸課題を留保したままである。しかし当面の具体的な課題としては、本稿作成との関連において学校制度的実態という観点から、設置型態・経営管理組織型態別分類の(i)・(b)及び(i)・(c)、さらには Private Schools, Proprietary Schools を対象とした検討作業を考えている。

〔注及び引用・参考文献〕

- (1) 中等教育を「」付で用いる場合、今日の教育制度における構造上の段階的原理に基づく概念としてではなく、考察の便宜で操作的用語として記述する。
なお「中等教育 (secondary education)」という言葉がイギリスにおいて最初に用いられた事例は、1859年、アーノルド (Mathew Arnold) のフランス教育事情視察の報告書におけるそのようである (O. Banks : Parity and Prestige in English Secondary Education, 1967, p. 1)。
- (2) 本稿に関する限り「イギリス」というもイングランド(England)が中心である。
- (3) A. F. Leach, A. L. Archer, H. C. Barnard, S. J. Curtis をはじめ B. Simon, A. S. Bishop, O. Banks など、多くのイギリス人研究者の著作において提示されている共通的な見解といえる。
「中等教育」に関する法的定義の先駆は、筆者の知る限りでは、An Act to make further provision with respect to Education in England and Wales, 1902 (2 Edw. 7. ch. 42) である。同法第2条1項は「中等教育」を「higher education」と表示し「education other than elementary education」と規定している。
- (4) パブリック・スクールという場合、今日では一般的に H. M. C (Head Masters Conference) 加盟校をさしている。法制用語としては独立学校 (Independent School) という名称が用いられ (Education Act, 1944, 7 & 8 Geo. 6. ch. 31. part III), 公費補助金を受給する学校も存在する (G. Karlton : The Public Schools, 1966, pp. 130-31. T. W. Bamford : The Rise of the Public Schools, 1967, p. 331)。
- (5) Report of the School Inquiry Commission, Vol. 1. 1868, p. 1. (注(8)に正式名称を記載)。なお「Charity」の法的概念は「明文化の有無を問わず、公の便益のために永久に保持できる (in mortmain)、信託に基づく財産の合法的献納」と解釈できる (16 & 17 Vict. C. 137; 32 & 33 Vict. C. 56, S.6)。
- (6) An Act for improving the Condition and extending the Benefits of Grammar Schools, 1840, 3 & 4 Vict. C.77, 第25条の試論的解釈。
- (7) しかし実態としては当時の政治的・社会経済的諸条件や教育思潮のもとで、endowed grammar schools は「中産階級の子弟が、初歩的教育とは異なった、やがて中等教育として知られるようになる教育を享受していた学校」である (O. Banks, op. cit, p. 1)。A. M. Kazamias の「Politics, Society and Secondary Education in England」(1966) や B. Simon の「Education and the Labour Movement 1870-1920」(1960)

などにおいても多くの事実が例証されている。

- (8) Commission to inquire into the Education given in Schools not comprised within Her Majesty's Two Former Commissions, bearing respectively 30th June in the 22nd year, and 18th July in the 25th Year of Her Majesty's Reign — 1864年12月28日設置 —
- 本委員会は1864年12月28日付任命、1868年に報告書が公刊された。審議・調査の対象学校は、1858年6月30日付設置の通称 Royal Commission on Popular Education 及び1861年7月18日付設置の通称 Clarendon Commission for Public Schools 両委員会の対象以外のすべての学校である。報告書は全20巻から成り、その量と密度においてイギリス教育史上、他に類のない教育調査報告といえる。
- なお以下の考察においては単に学校調査委員会 (The School Inquiry Commission) と称する。
- (9) ただし endowed schools であっても下記の諸学は含まれていない。
- (イ) 「手仕事で生計を立てている階級」のために「初歩教育 (primary education) を提供している学校」 (Rep. Vol 1, 1868, pp. 3-5, 108-9).
- (ロ) Clarendon Commission for Public Schools の調査対象であった9校 (Eton, Winchester, Westminster, Charterhouse, St. Paul's, Merchant Tayleor's, Harrow, Rugby, Shrewsbury).
- (10) Ibid, S. I. C. Rep Vol. 1, p. 245 .
- (11) Ibid, Vol. I, p. 112 .
- (12) Christ's Hospital, St. Olave's, Dulwich College, Birmingham, Manchester, Tonbridge, Bedford, Monmouth (Report, Vol. 3). 同委員会がこれら8校を特別に取りあげた理由・目的については報告書 Vol. 1、pp. 473 - 4 を参照のこと。
- (13) Ibid., S. I. C., Rep. Vol. 3, pp. 11, 71, 175, 305, 331 より作成。
- (14) Ibid, Vol. 1, p. 518 .
- (15) Nicholas Carlisle : A Concise Description of The Endowed Grammar Schools, 1818, Vol. 1, pp. 672-3.
- (16) Ibid, N. Carlisle, Vol. II, p. 620 .
- (17) Op. cit, S. I. C., Rep. Vol. 1, p. 529 .
- (18) 信託された基本財産 (動産、不動産) の規模、価額等が明記されている事例もある。しかし当時の経済的諸条件との比較による寄付財産の相対的価値、あるいは今日の価額価値としての換算など、客観的な価額を把握するための作業ができていないので、ここでは省略する。
- (19) Op. cit., S. I. C., Rep. Vol. 3, p. 186 .
- (20) 「 . . . freely and differently to every child and scholar coming to the school without any money or rewards, as cock-penny, victor-penny, potato penny, or any other . . . 」 (S. I. C., Rep. Vol. 1, Appendix IV, p. 41)。
Op. cit., N. Carlisle, Vol. 1, p. 676 .
- (21) Ibid., S. I. C., Rep. Vol. 3, pp. 302, 311 .
Ibid., N. Carlisle, Vol. 1, pp. 672-3 .
- (22) Ibid, S. I. C, Vol 3, p. 179 .
- (23) Ibid, Vol. 1, p. 46, Vol. 3, p. 11; N. Carlisle, Vol. II, p. 20 .
- (24) Ibid., Vol. 3, p. 339 .
- (25) Ibid, Vol. 3, pp. 72-3; N. Carlisle, Vol. II, p. 578 .
- (26) R. S. Tonpson: Classics or Charity ? - The dilenna of the 18th-century grammar school-, 1971, p. 58.

- (27) Op. cit., S. I. C., Rep. Vol. 1, pp. 117-20 参照。
- (28) Ibid., Rep. Vol. 3, pp. 24, 178, 332.
- (29) しかしすべてのグラマー・スクールが、厳密な意味で、一切の対価支弁を禁じていたとは言えない。たとえばランカシャー (Lanchire) の Warvington 校では「 Any scholar coming to the school to be taught grammar freely, except a cock-penny and three potation-pennies in the year 」と僅かな額としても、私費負担を認めている (S. I. C., Rep. Vol. 1, Appendix IV, p. 41)
- (30) なお「 free 」に関して、S. I. C. Rep. Vol. 1 p. 122 の脚注 3 に、当時の解釈における二つの主要な見解が記載されている。
- (31) Ibid., Vol. 1, pp. 120, 126 参照のこと。
- (32) Op. cit., Vol. 3, p. 73.
- (33) Ibid., Vol. 3, pp. 28, 52, 72, 109, 180, 269, 302, 307, 332, 403 及び op. cit., Vol I, Appendix V より作成。
- (34) ちなみに事例 5 校の財団が、基本財産運用によって、教育に充当する年間収入金額は下記のとうりである (1864 ~ 1867 年)。
- | | | | |
|-------------------|---------------|-------------|--------------|
| Manchester | : 2,480 ポンド。 | Bedford | : 7,046 ポンド。 |
| Birmingham | : 9,506 ポンド。 | St. Olave's | : 2,413 ポンド。 |
| Christ's Hospital | : 48,000 ポンド。 | | |
- (S. I. C., Rep. Vol. 1, p. 473)
- (35) An Act to enable the Governors of the Possessions, Revenues, and Goods of the Free Grammar School of King Edward the Sixth in Birmingham in the County of Warwick, to erect a School House, Master's House, and other suitable Accommodations for the said School, and to extend the objects of the Charity, and for other purposes.
- (36) B. サイモン著、成田克也訳：『イギリス教育史 I』 1780年 - 1870年、1977、pp. 118 - 9。
- (37) Op. cit., S. I. C., Rep. Vol. 3, p. 271.
- (38) Op. cit., Vol. 1, p. 432 の表より作成。
- (39) An Act for improving the Condition and extending the Benefits of Grammar Schools, 3 & 4 Vict. c. 77.
- (40) Leeds Grammar School Case (1805) については前掲書、B. サイモン著『イギリス教育史 I』、pp. 113 - 116 に詳しい。
- (41) ただし学校調査委員会の教員用調査紙 (Particulars of Inquiry relating to the ENDOWED Schools, B) における質問領域「学校の性格 (Character of School)」の第 2 項 : Is the School intended for, and actually used by, boarders or day boys, or both? に対して、マンチェスター、バーミンガム、ベッドフォードは「両者」と回答。
- (42) Op. cit., S. I. C., Rep. Vol. 3, p. 59, B. Answers to Questions, 2.
- (43) Ibid., Vol. 3, p. 179.
- (44) B. サイモン著、成田克也訳、前掲書、p. 112。
- (45) Ibid., p. 377.
- (46) Ibid., p. 377.
- (47) Ibid., p. 378.
- (48) Op. cit., S. I. C., Rep Vol. 1, Appendix V より作成。

(49) Ibid., Vol. 1, Appendix V. p. 92 .

(50) Ibid., Vol 3, pp. 52, 109, 269, 307, 403 より作成。